

堺市道路照明施設維持管理計画

堺市 土木監理課

2026年3月

< 目 次 >

1. 計画の位置付け.....	-1-
2. 対象施設の現状.....	-1-
3. 計画期間	-3-
4. 維持管理の基本的な考え方	-3-
5. 対策の優先順位の考え方	-4-
6. 対策内容と実施時期	-4-

1. 計画の位置付け

本市では、インフラ長寿命化基本計画に基づき、「堺市公共施設等総合管理計画」を2016年8月に策定（2022年3月改訂）した。

本計画は、堺市公共施設等総合管理計画に基づき、道路照明施設の計画的な維持管理の方針を定めた「施設ごとの個別施設計画」であり、以下の通り位置付ける。

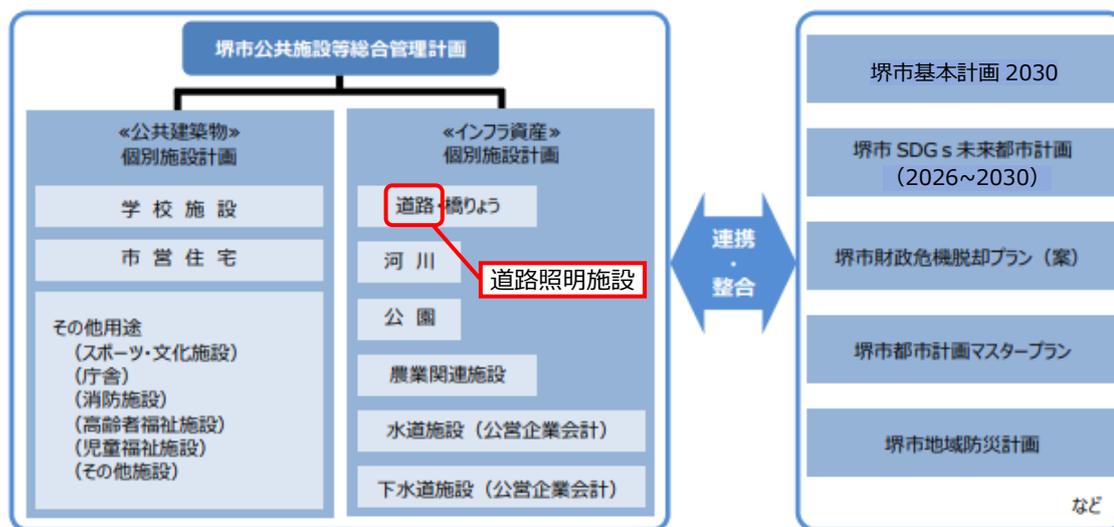


図-1 本計画の位置付け

2. 対象施設の現状

本計画の対象施設は、道路照明灯、道路照明灯に附随する引込柱及び分電盤（まとめて、道路照明施設という。）を対象とする。



道路照明灯（逆L型）



道路照明灯（Y型）



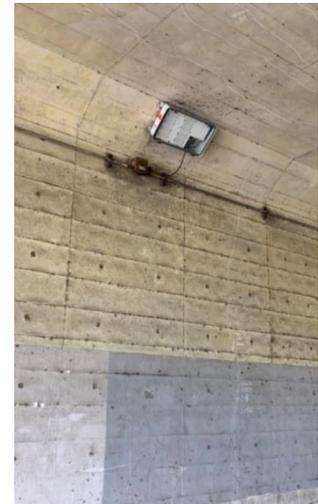
道路照明灯（直線型）



道路照明灯（共架式）



デザイン照明灯（直柱）



トンネル照明



プリンカーライト



引込柱



分電盤

図-2 対象施設の例

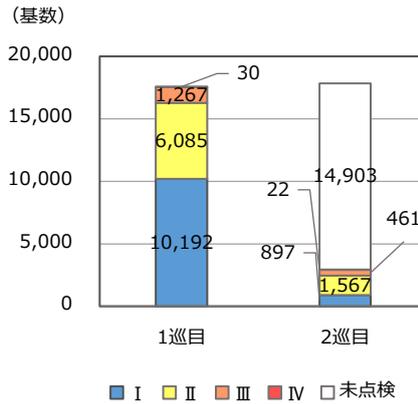


図-3 定期点検の結果 (同一施設の点検含む)

表-1 点検結果に基づく措置状況

施設	Ⅲ・Ⅳ判定基数	対策数	措置率
道路照明施設	1,075 基 (1 巡目 H26~R5 点検)	743 基	69.1%

3. 計画期間

2026 年度から 2035 年度までの 10 年間を計画期間とする。ただし、計画期間内であっても、5 年ごとを目途に必要な応じて見直すものとする。

4. 維持管理の基本的な考え方

道路照明施設の損傷が深刻な状態にまで進行した場合、倒壊等により第三者被害が発生する恐れがある。

そのため、定期的な点検を実施して損傷の早期発見を図り、計画的に修繕・更新することで、道路交通の安全確保や維持管理費用の平準化を図る。

表-2 点検サイクル等

施設	点検頻度	備考
道路照明施設 (道路照明灯、ブリンカーライト、引込柱、分電盤)	10 年ごと	カルバート等に添架されているものは、構造物の点検に合わせ実施
手すり等に内蔵されており、 第三者被害の発生が想定しづらいもの	-	日常パトロール等

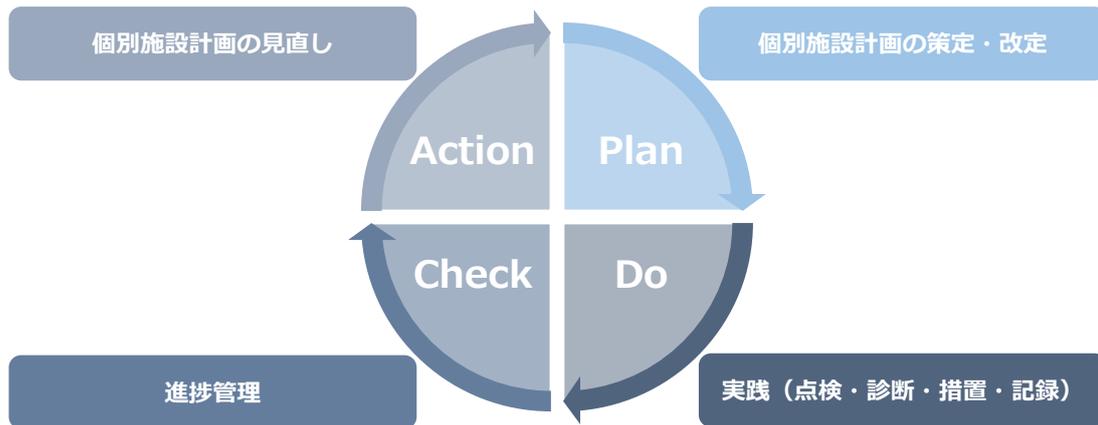


図-4 PDCA サイクル

5. 対策の優先順位の考え方

道路照明施設の対策については、点検により把握した施設の健全性、緊急交通路や交通量等の道路特性、設置からの経年数を踏まえ決定する。また、対策時期が重なる場合は、費用の平準化を図るため、道路照明施設の損傷状況、路線の重要性、交通量等を考慮し、社会的影響が大きい箇所を優先する。

6. 対策内容と実施時期

以上を踏まえ、対策内容と実施時期を別紙 1 の通り定める。なお、今後の点検の結果や情勢の変化等に臨機に対応し、適宜見直すこととする。

附則

この計画は、堺市道路照明灯維持管理計画（2018年4月策定）の内容を見直し、2026年4月1日から施行する。

■点検・対策予定時期

施設分類	数量	内容	時期											
			2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
道路照明灯	17,164 基	定期 点検	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			2 巡目						3 巡目					
		経過 観察	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			日常パトロール等											
		対策	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			更新・根元補強等											
ブリンカーライト	53 基	定期 点検	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			2 巡目						3 巡目					
		経過 観察	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			日常パトロール等											
		対策	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
			更新等											
引込柱	132 基	定期 点検	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			2 巡目						3 巡目					
		経過 観察	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			日常パトロール等											
		対策	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
			更新・根元補強等											
分電盤	501 基	定期 点検	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			2 巡目						3 巡目					
		経過 観察	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			日常パトロール等											
		対策	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
			更新等											

※本予定は、計画策定時点のものであり、点検結果や周囲の状況変化等を踏まえ、適宜見直し実行する

※上記のうち、第三者被害の発生が想定しづらいものについては、定期点検は行わず、日常パトロール等で状態把握を行う